

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、令和8年度地籍調査事業計画（令和7年度補正予算繰越分を含む。）を次のように定めた。

調査を行う者の名称	調査目的	調査区域 (計画区名)
水戸市	地籍の明確化	笠原町の一部（笠原Ⅶ）
土浦市		烏山三丁目の一部（烏山【Ⅲ】） 烏山五丁目の一部（烏山【Ⅳ】）
古河市		宮前町及び横山町三丁目の各一部（宮前） 尾崎の一部（尾崎Ⅵ）（尾崎Ⅱ-Ⅰ） 西町（西町）
石岡市		若宮一丁目、二丁目、三丁目、四丁目の各一部（若宮Ⅵ） 総社一丁目、二丁目の各一部（総社Ⅱ）（総社Ⅲ）
結城市		結城の一部（結城Ⅷ）（結城Ⅸ）（結城Ⅹ）
常総市		豊岡町の一部（豊岡ⅩⅣ）（豊岡ⅩⅤ）（豊岡ⅩⅥ）（豊岡ⅩⅦ）
高萩市		中戸川の一部（中戸川【Ⅲ】）（中戸川【Ⅳ】）（中戸川【Ⅴ】）
北茨城市		上小津田・富士ヶ丘の各一部（上小津田・富士ヶ丘） 石岡・松井の各一部（石岡・松井【Ⅰ】）
取手市		本郷三丁目の一部（本郷Ⅲ） 井野台四丁目及び井野台五丁目の各一部（井野台Ⅲ）
つくば市		梶内、下原、稲岡、新牧田の各一部（小野川Ⅳ） 梶内、下原、稲岡、新牧田、北中島の各一部（稲岡）
ひたちなか市		高場、高野、東石川の各一部（高場Ⅲ） 東石川、高場の各一部（東石川Ⅱ・高場Ⅵ）
鹿嶋市		平井の一部（平井【Ⅰ】）
潮来市		上戸の一部（上戸Ⅷ）（上戸Ⅸ）
守谷市		本町の一部（本町Ⅰ）（本町Ⅱ）（本町Ⅲ）（本町Ⅳ）
筑西市		女方の一部（女方Ⅲ）（女方Ⅳ） 一本松・二木成の各一部（一本松・二木成）（一本松・二木成Ⅱ）
坂東市		神田山、猫実の各一部（神田山Ⅴ・Ⅶ・猫実Ⅲ・Ⅳ） 猫実、大口の各一部（猫実Ⅰ・Ⅱ・大口Ⅰ）
稲敷市		幸田の一部（幸田Ⅰ）
神栖市		知手中央四丁目（知手中央四丁目） 日川の一部（日川Ⅱ-2） 砂山及び柳川の各一部（若ノ松Ⅰ・Ⅱ）（若ノ松Ⅰ）
つくばみらい市		筒戸の一部（筒戸【Ⅰ】-2）（筒戸【Ⅰ】-3）
大洗町		磯浜町の一部（磯浜Ⅷ）（磯浜Ⅸ）
大子町	外大野の一部（外大野Ⅶ）（外大野Ⅷ）（外大野Ⅸ）（外大野Ⅹ） 大生瀬の一部（大生瀬Ⅰ）	

調査期間 令和8年4月～令和9年3月

※国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により指定した国土調査は除く。